

## ● 資本金と税について

2006年の会社法の改正により、資本金1円でも株式会社が設立できることとなっております。資本金の額などによって影響する主な税制は以下の通りですが、特に資本金の額が1億円を超えると、これら以外にも様々な特例が適用されないこととなります。

### 資本金の額が1億円超

- 法人税の軽減税率が適用されなくなる  
中小法人は、800万円以下の所得に15%（原則は23.2%）が適用されます  
なお、2021年4月1日以降開始事業年度の軽減税率は19%となります
- 交際費等の定額損金限度額（800万円）が適用されなくなる
- 欠損金の繰越控除について、所得の50%が限度となる  
中小法人は、所得の全額が繰越欠損金と相殺できます
- 少額減価償却資産の即時償却特例が適用されなくなる  
取得価額30万円未満の資産が、全額損金となる特例です（年間限度300万円）
- 法人事業税が外形標準課税となる
- 税務調査の担当が、原則として税務署から国税局となる（資本金の額が1億円以上）

### 資本金の額が1千万円以上

- 設立1期目から消費税の課税事業者になる  
資本金の額が1千万未満であれば1～2期目は免税事業者（一定の場合は1期目のみ）

### 資本金等の額（原則として、貸借対照表の資本金+資本剰余金）

- 法人住民税の均等割  
例えば奈良県奈良市のみ事業所がある場合、均等割は以下の通りです

資本金等の額	市内従業員数50人以下	市内従業員数50人超
1千万円以下	71,000円	141,000円
1千万円超1億円以下	182,500円	202,500円
1億円超10億円以下	296,500円	536,500円

#### 【夏季休業のお知らせ】

8月13日（木）14日（金）は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月17日（月）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

#### ■税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。